

令和2年5月29日

学生 各位

教育担当副学長

清水 諭

### 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮した特別措置について

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、家庭の経済状況が悪化したこと、十分な学修環境の確保が困難となったことによる論文執筆等への影響、海外からの渡日又は帰国若しくは留学が困難となったこと等の事由により、学生が様々な不利益を被る可能性があることに鑑み、令和2年度における身分異動、授業料の免除、徴収猶予等に関する特別措置を定めました。下記の各措置を希望する方は、早急に所属する支援室の教務担当に申請手続き等について確認してください。

### 記

#### 【休学に関する特別措置について】

#### 1. 休学の遡及適用

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により休学したい場合は、所属する教育組織の長の許可を得て、遡って休学できるようになりました。また、当該事由により休学する場合は、学群学則及び大学院学則に規定する通常の休学期間（例：学群であれば通算3年まで）を超えて休学することが可能です。ただし、適用できるのは令和2年度内の期間です。

なお、休学期間中は授業料を徴収しませんが、特別措置による休学であっても、通常の休学同様に修業年限及び在学年限に含めないため、標準修業年限で卒業・修了することができませんので、標準修業年限で卒業・修了を希望する場合は、ご注意ください。

また、授業料免除等を申請している場合は、申請を取り下げいただくことがありますので、ご注意ください。

#### 2. 休学取消の遡及適用

1. により休学した場合で諸事情により休学を取り消す場合、留学を目的として休学した

が、留学に行くことができなくなったこと等により休学を取り消す場合は、所属する教育組織の長の許可を得て、遡って復学することを可能としました。

なお、復学した場合、当該期間の授業料を徴収することとなりますので、ご注意ください。

#### 【長期履修に関する特別措置について】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、長期履修を希望する場合は、所属する教育組織の長の許可を得て、従来の年単位に加えて、学期単位でも長期履修を可能としました。また、従来では最終年次の学生は長期履修を申請できませんでしたが、特別措置により最終年次の学生（留年者含む）も長期履修の申請を可能としました。

#### 【在学年限に関する特別措置について】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、在学年限を超える見込みであって、在学年限の延長を希望する場合は、所属する教育組織の長の許可を得て、在学期間の延長を可能としました。

#### 【入学時期に関する特別措置について】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、入学時期を変更したい場合は、所属する教育組織の長の許可を得る等により、10月1日に入学時期を変更することを可能としました。

なお、日本学生支援機構等から奨学金を既に受給されている場合は、奨学金を返還することが必要になりますので、ご注意ください。

#### 【入学料及び授業料の免除、徴収猶予等に関する特別措置について】

##### 1. 授業料の納付時期

授業料の納付時期については、従来の取扱いを第1期は5月、第2期は11月としておりますが、第1期の納付時期を8月、第2期の納付時期を12月に変更します。詳細は以下のウェブサイトを参照願います。

学群生：<http://www.tsukuba.ac.jp/admission/undergrad/tuition.html>

大学院生：<http://www.tsukuba.ac.jp/admission/graduate/tuition.html>

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、変更後の納付時期までに入学料又は授業料の納付が困難である旨の申出があった場合は、第1期の授業料を9月末日まで、入学料及び第2期の授業料を2月末日まで徴収を猶予することを可能としました。

##### 2. 授業料の免除（返還）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、やむを得ず退学する場合は、令和2年

度入学者の場合は、入学料及び願出があった学期の授業料の全額を、令和元年度以前の入学者の場合は、願出があった学期の授業料の全額を返還します。

### 3. 科目等履修生及び研究生

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、授業科目の単位認定前にやむを得ず履修又は研究を取りやめる旨の申出があった場合、入学料及び申し出のあった学期の授業料の全額を返還します。